の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・ 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介 護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)については、 別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を 所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算 定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しな い。

 $(1)\sim(5)$  (略)

- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)
  - (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(→) 要支援 1 3,403単位

二 要支援 26,877単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

─ 要支援 13,066単位

二 要支援 26,196単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費(1日につき)

(1) 要支援 1 419単位

(2) 要支援 2 524単位

注 (略)

ハ (略)

二 若年性認知症利用者受入加算

450単位

イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているもの として市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防小規模多 機能型居宅介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算とし て、1月につき所定単位数を加算する。 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・ 併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介 護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所 定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定 している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

 $(1)\sim(5)$  (略)

- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)
- (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(→) 要支援 1 3,403単位

(二) 要支援 26,877単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(→) 要支援 1 3,066単位

二 要支援 26,196単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費(1日につき)

(1) 要支援 1 419単位

(2) 要支援 2 524単位

注 (略)

ハ (略)

(新設)

|※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、 短期入所療養介護費(老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等 の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三 十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に 規定する病床により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」 という。)を有する病院における短期入所療養介護費を除く。) 、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機 能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、看護小規模多機 能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防 短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費(認知症病棟 を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。)、 介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅 介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における若年性 認知症利用者受入加算の基準

受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。)ごとに個別の担当者を定めていること。

# <u>ホ</u> (略)

<u>个</u> 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算(1)

100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II)

200単位

注1 (1)について、介護支援専門員が、指定介護予防訪問リハビリ テーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設 備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生省令第35 号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)第79条第1 <u>二</u> (略) (新設)

項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をい う。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業 所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定 介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。) 又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の2第2項に規定する医療提 供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のも の又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所 が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を 目的とした介護予防小規模多機能型居宅介護計画(指定地域密 着型介護予防サービス基準第66条第3号に規定する介護予防小 規模多機能型居宅介護計画をいう。この注及び注2において同 じ。)を作成し、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に 基づく指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行ったときは、 初回の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われた日 の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法

土、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防小規模 多機能型居宅介護計画に基づく指定介護予防小規模多機能型居 宅介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防小規模多機能 型居宅介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき 所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算 定しない。

#### ト 栄養スクリーニング加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及 び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該 利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合 にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利 用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリー ニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。た だし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリー ニング加算を算定している場合は算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養スクリーニング加算の基準

通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号から第九号まで 、第十一号、第十六号、第十九号、第二十号から第二十二号まで に規定する基準のいずれにも該当しないこと。 (新設)

### チ (略)

## リ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護 予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)については、 別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を 所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算 定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
  - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>チ</u>までにより算定した単位 数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>チ</u>までにより算定した単位 数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから<u>チ</u>までにより算定した単位 数の1000分の41に相当する単位数

(4) • (5) (略)

- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費
- イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費(1日につき)
  - (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I)

755単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(1)

743単位

- ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)
- (1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(1) 783単位
- (2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 771単位
- 注1 イ(1)については、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定 する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下 同じ。)の登録者(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所と同一建物(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20

#### ホ (略)

#### へ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護 予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる 区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所 定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定 している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない
  - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから<u>ホ</u>までにより算定した単位 数の1000分の102に相当する単位数
  - (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから<u>ホ</u>までにより算定した単位 数の1000分の74に相当する単位数
  - (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから<u>ホ</u>までにより算定した単位 数の1000分の41に相当する単位数

(4) • (5) (略)

- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費
- イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費(1日につき)
- (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I)

755単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I)

743単位

- ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)
- (1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 783単位
- (2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(II) 771単位

注1 (略)